

# (抜粋)

## ○種苗法

(平成十年五月二十九日)

(法律第八十三号)

第百四十二回通常国会

第二次橋本内閣

改正 平成十一年 五月一四日法律第 四三号  
同 十一年 七月一六日同 第 八七号  
同 十一年一二月 八日同 第一五二号  
同 十一年一二月二二日同 第一六〇号  
同 十一年一二月二二日同 第一八四号  
同 十一年一二月二二日同 第一八五号  
同 十一年一二月二二日同 第二二〇号  
同 十四年一二月一三日同 第一五二号  
同 十五年 五月三〇日同 第 六一号  
同 十五年 六月一八日同 第 九〇号  
同 十六年一二月 一日同 第一四七号  
同 十七年 六月一七日同 第 五九号  
同 十八年 六月 二日同 第 五〇号  
同 十九年 五月一八日同 第 四九号  
同 二十三年 六月二四日同 第 七四号  
同 二十六年 六月一三日同 第 六九号  
同 二十七年 九月一八日同 第 七〇号  
同 二十八年 五月二七日同 第 五一号  
同 二十九年 六月 二日同 第 四五号

種苗法をここに公布する。

### 種苗法

種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の全部を改正する。

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録出願（第三条—第十二条）

第二節 出願公表（第十三条・第十四条）

第三節 審査（第十五条—第十八条）

第四節 育成者権（第十九条—第三十二条）

第五節 権利侵害（第三十三条—第四十四条）

第六節 品種登録の維持及び取消し（第四十五条—第四十九条）

第七節 雑則（第五十条—第五十七条）

第三章 指定種苗（第五十八条—第六十六条）

第四章 罰則（第六十七条—第七十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物をいい、「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

3 この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。

5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使す

る適当な機会がなかった場合に限る。)

三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。)

6 この法律において「指定種苗」とは、種苗（林業の用に供される樹木の種苗を除く。）のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定めるもので品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいい、「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

7 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

（平一七法五九・一部改正）

## 第二章 品種登録制度

### 第一節 品種登録及び品種登録出願

（品種登録の要件）

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。

一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。

二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

2 品種登録出願又は外国に対する品種登録出願に相当する出願に係る品種につき品種の育成に関する保護が認められた場合には、その品種は、出願時において公然知られた品種に該当するに至ったものとみなす。

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一 一の出願品種につき一でないとき。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又

するに際しその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関し種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

- 4 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

(平一九法四九・旧第五十条線下)

(指定種苗についての命令)

第六十条 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に対し、同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。

- 2 農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかったときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。

(平一九法四九・旧第五十一条線下)

(指定種苗の生産等に関する基準)

第六十一条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

- 3 農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(平一九法四九・旧第五十二条線下)

(指定種苗の集取)

第六十二条 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において種苗業者の要求があったときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(平一九法四九・旧第五十三条線下)